

日本の礎を築いた
若き稀才の真に迫る



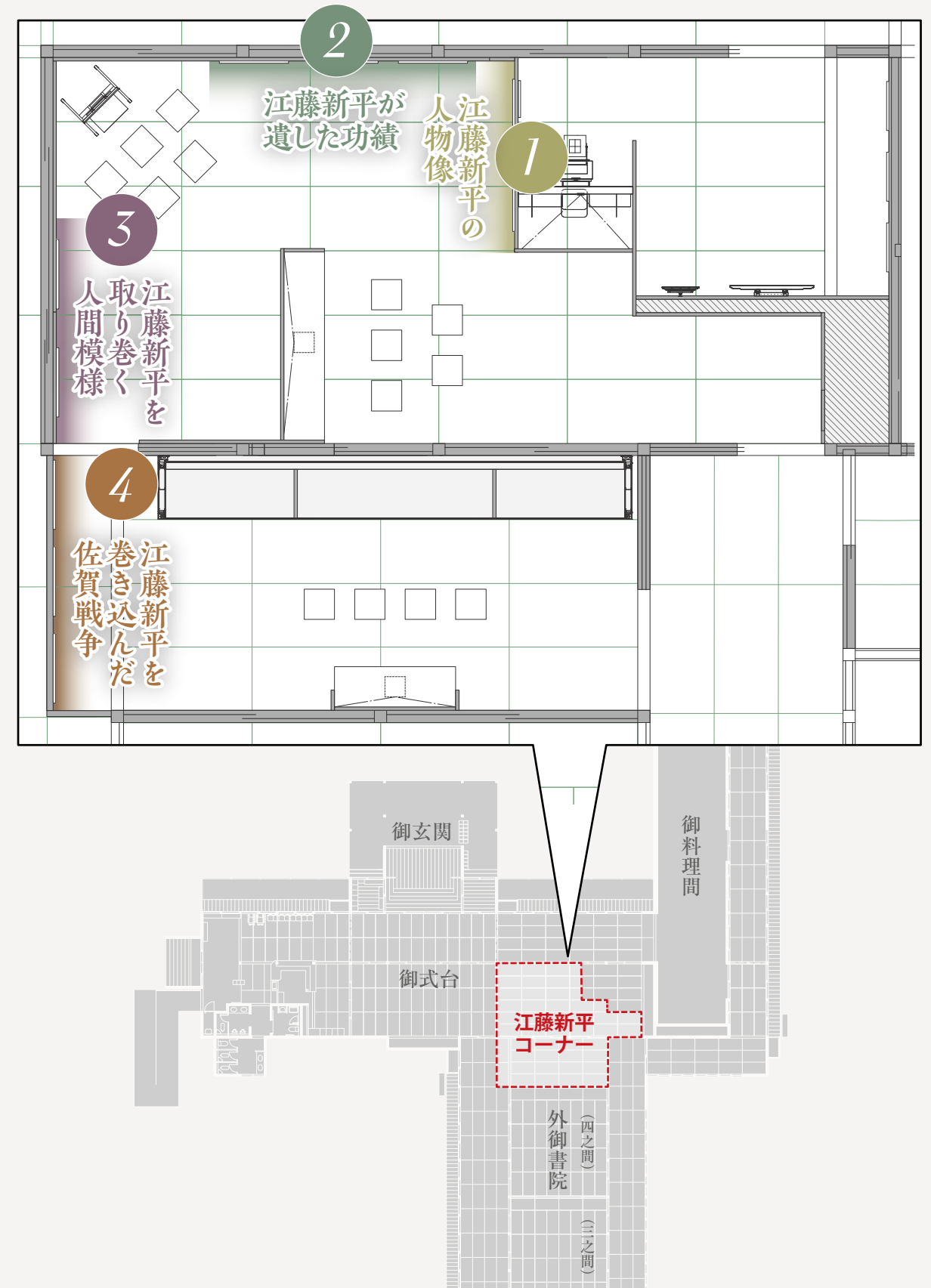
江藤新平



佐賀県立 佐賀城本丸歴史館
SAGA CASTLE HISTORY MUSEUM

展示の構成

この展示は2024年3月～5月に開催された「没後150年特別展 江藤新平」を再構築したものです。
展示構成は以下のようになっております。



江藤新平の歩んだ道

• 現在の佐賀市八戸で生まれる

• 藩校・弘道館の内生寮に入校

• 親友・中野方蔵が江戸で獄死

• 佐賀を脱藩、上洛

• 佐賀へ帰藩
永蟄居処分

• 民法会議
国会会議を開催

• 国政の基本方針(三権分立)策定

• 「政治制度上申案簡条」立案

• 司法卿に就く
「司法職務定制」制定

• 裁判所の設置

• 判事・検事・代言人(弁護士)の制度導入

• マリア・ルス号事件など追及

• 佐賀に帰郷

• 佐賀県権令岩村高俊着任

• 佐賀戦争勃発

• 高知県甲浦で捕縛

• 佐賀にて刑死

• 正四位追贈

年 齢

1

天保5(1834)年

16

嘉永2(1849)年

19

嘉永5(1852)年

23

安政3(1856)年

29

文久2(1862)年

35

明治元(1868)年

37

明治3(1870)年

38

明治4(1871)年

39

明治5(1872)年

40

明治6(1873)年

41

明治7(1874)年

• 枝吉神陽主宰の義祭同盟に参加

• 『図海策』を執筆

• 新政府首脳らに面会
佐賀藩への嫌疑を晴らす

• 東京奠都建白

• 「東京弊害七箇条」
「政府急務十五条」を立案

• 司法省を設置(司法権の独立)

• 文部大輔 就任

• 左院副議長 就任

• 司法卿辞表提出

• 「民法仮法則」を取り纏める

• 参議に就任

• 参議を辞任(明治六年政変)

• 内乱罪の消滅

• 息子による顕彰

• 的野半介による顕彰

1 佐賀藩の先進的な教育が
稀才・江藤新平を生み出した

1-1 江藤新平の源流

のちに多くの功績を遺すことになる

江藤の源流は、この佐賀の地にあった

不遇だった幼少期

天保5(1834)年2月9日、江藤新平は佐賀郡八戸村(現 佐賀市八戸)で誕生しました。父・助右衛門は、手明鍵(佐賀藩下級武士)であり、当時の江藤家は日々の生活に困るほど貧しい家庭でした。さらに、江藤が12歳の時には父が藩職を解雇されたため、佐賀城下から遠く離れた小城郡晴気村(現 小城市晴気)へ一家で転居しました。江藤の幼少期は非常に貧しく苦難に満ちた環境にあったのです。

しかし、江藤はそのような中でも、母親から四書五経の手ほどきを受けるなど勉学に励み、読書に没頭の日々を送りました。14歳の時には、「貧しい暮らしであっても猛勉強し、自分の手で必ず家名挽回を成し遂げる」という決意の漢詩を示し、母を喜ばせたといいます。

枝吉神陽の薫陶

嘉永2(1849)年、枝吉神陽が弘道館指南役に任ぜられます。副島種臣の実兄でもある枝吉は、幕府直轄の昌平坂学問所から帰郷した秀才で、当時主流の朱子学ではなく、古代日本を研究する国学を重視していました。知識を基にして実用・実践を追求する教えに、江藤は強い影響を受けたと考えられています。

また、枝吉は、嘉永3(1850)年に楠木正成・正行父子を祀る「義祭同盟」を主宰します。嘉永5(1852)年からは江藤も参加し、尊王精神や国家観について副島・大木・大隈重信・島義勇・久米邦武らとともに学びました。

江藤が、枝吉の教えを通じて身につけた知的素養と思考方法は、のちに明治新政府で台頭するきっかけとなりました。古代の日本の制度を参考にしながら、新しい国家の枠組みを模索する枝吉の姿勢は、江藤が明治政府で国家制度・法律を構想・検討する素地を養う大きな要因となったと考えられます。



神陽先生拝楠神図
(個人蔵／佐賀県立博物館寄託)

若き江藤は当時の世界情勢を的確に捉えていた

図海策

嘉永6(1853)年、開国を求めたアメリカの黒船来航を契機に、日本は激動の幕末へと突入します。

江藤はこの時まで学徒の身でしたが、さまざまな情報を収集し対応策を思索し、安政3(1856)年、長文の意見書『図海策』を起草しました。「形成」・「招才」・「通商」・「拓北」の四章からなるこの意見書では、西洋諸国と条約を締結して貿易で国を富ませ、外国人教師を招聘して政治・経済・技術・学問を発展させるという開国策が述べられました。また、海軍の充実や北方(蝦夷地)の経営という視点も盛り込まれており、これらは藩主・直正の考えと方向性を同じくするものでもありました。



図海策(佐賀県立図書館蔵)

当時はまだ外国人を追い払うべきという攘夷論が主流の世の中にあって、世界情勢を踏まえた構想を導き出した江藤の先見性がうかがえます。

江藤新平の人物像
幼少～脱藩・永蟄居期

弘道館での学び

父の藩職復帰に伴い、再び佐賀城下へ戻った江藤は、嘉永2(1849)年、藩校・弘道館に入校し、内生寮での寄宿生活を始めました。本来、藩士の子弟は6〜7歳で外生として弘道館へ入校しますが、江藤は家庭事情もあり16歳でようやく入校することができました。当時の江藤は、「髪が乱れ、破れたままの衣服を着ており、まるで山奥の田舎者のようだ」といわれ、とても貧しかったことが想像できます。そのような中でも江藤は「人智は空腹の中より生ずるものなり」と語り、むしろそれを励みにしていました。

江藤は弘道館で、「佐賀の学風」を一変させつつあった枝吉神陽や、副島種臣・大木喬任・中野方蔵らと出会い、まさに寝食を忘れるほど猛烈に勉強したと言われています。

蘭学寮での学び

佐賀藩では、開明的な藩主・鍋島直正により「蘭学寮」が設置され、いち早く西洋の科学技術の吸収に乗り出していました。安政元(1854)年、江藤は藩命により21歳の時に蘭学寮へ入ります。当時、佐賀藩は多くの蔵書を保有しており、江藤はここで多岐にわたる豊富な洋書に触れる機会を得たと考えられます。のちに江藤が活用する西洋の政治や法律関係の知識は、佐賀藩士という環境のなかで身につけたと考えられます。

佐賀の偉人を育てた母親たち

佐賀の偉人たちの人格形成には、母の影響が大きいと言われています。江藤新平の母浅子は、寺子屋を開き江藤に四書五経を教えるなど教養ある人物でした。江藤の親友で若い頃に父を失った大木喬任も母シカ子に育てられ、大木の落ち着いた思慮深い性格は母譲りでした。また、大木にとって母方の従兄弟にあたる大隈重信も、母三井子に大いに「感化」されたと懐想しています。

義祭同盟を主宰した枝吉神陽とその弟副島種臣の母喜勢は、「利」を求めず「義」を尊ぶ賢婦人であったようです。やはり、その性格は子の枝吉・副島に受け継がれ、さらには広く佐賀藩士に影響を与えました。江藤らが“偉人”と称されるまでになった背景には、母たちの存在がありました。

1 佐賀藩の先進的な教育が 稀才・江藤新平を生み出した

江藤新平の人物像 幼少～脱藩・永蟄居期

2 新たな国家の制度を設計し 現代に繋がる数多くの功績を遺した

江藤新平が遺した功績 明治新政府での台頭期

1-2 江藤新平の決意

親友の死が 江藤を突き動かした

中野方蔵の死

江藤が義祭同盟の中で最も親交があったのは、大木喬任と中野方蔵でした。大隈重信が後年の回顧談で「余の先輩中に於いて実に第一流の人士」と評するほど、藩士の中でも一目置かれていた中野は、万延元(1860)年に江戸遊学を許されて昌平坂学問所に入ります。中野は、江藤と大木に向けて、江戸で得た時局の情報を逐一伝え、早期の江戸上府を呼びかけていました。



中野方蔵 墓碑(回向院・東京都荒川区)

江藤新平は 鍋島直正に見いだされた

永蟄居「異日有用の器なり」「斬に処せしむべからず」

脱藩した江藤に対し、藩の首脳は死罪を求めますが、江藤が提出した『京都見聞』『藩府の下間に答ふるの書』を読んだ直正は江藤の才能を見だし、「異日有用の器たり(いつの日か役に立つ人物だ)」「斬に処せしむべからず(死罪にしてはならない)」と厳命したため、永蟄居処分(無期限謹慎)にとどまりました。江藤の才能を惜しんだ直正の判断がその命を救ったのです。

永蟄居の期間については、これまで、慶応3(1867)年末



鍋島直正像 高木背水筆(公益財団法人鍋島報效会蔵)

までの約5年間であったと考えられていましたが、実際には直正の計らいによって元治元(1864)年7月19日に放免されていたことがわかりました。

脱藩中に築いた人脈が のちに佐賀藩を救う

木戸孝允、姉小路公知らとの人脈

文久2(1862)年6月27日、江藤は尊王攘夷運動への参画ではなく、「方今の形勢」の見聞を目的として、佐賀藩を脱藩しました。当時、許可なく藩を抜け出すことは、死罪にあたる重い罪とされていました。京都へ向かった江藤は木戸孝允や姉小路公知らと出会って人脈を築いたことで、広範な情報収集が可能になりました。ここで得た時局の情報は、かつての中野と同じように郷里の大木らへ伝えていました。約3ヶ月間、京都を中心に行動するなかで見た志士の多くが「尊王攘夷」を口にするものの、適切な方策・手順を考えず、薩摩や長州も「私心」で行動していることに、憤然たる思いを抱きました。

その後、鍋島直正上洛の報に接すると、これまで得た情報を『京都見聞』としてまとめ、藩に報告しました。



木戸孝允(国立国会図書館蔵)

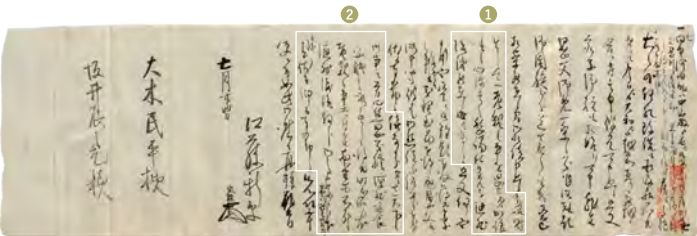


姉小路公知(国立国会図書館蔵)

佐賀に残した家族への思い

脱藩中の江藤は郷里に残した家族を気づかい、その面倒を大木に頼む一面も見られました。江藤は、書簡で滞在先の情報を大木や坂井辰之允に伝えるとともに、自身が佐賀を離れたことで「老親が心ぼそく寂しがってはいないか」と涙を流していることを伝えています。

天下のために、という強い信念を持ちながらも涙を流す江藤は、「彼は御取計被下度、伏て仰付奉願候。」と両親の面倒を深く頼んでいます。



大木喬任・坂井辰之允宛江藤新平書簡(国立国会図書館蔵)

三条実美・土方久元との出会い

元治元(1864)年7月19日、永蟄居処分が解かれた江藤は慶応3(1867)年12月7日、当時太宰府に滞在していた三条実美や土方久元と面会し、人脈を築きました。

三条の随員であった土方(土佐藩)は、江藤が佐賀藩以外の人物で最も心を許していた人と言われています。三条・土方との出会いは、のちの江藤や佐賀藩の行方を大きく左右することになるのです。



三条実美(国立国会図書館蔵) 土方久元(国立国会図書館蔵)

2-1 江藤新平の才能開花

江藤の人脈が佐賀藩を救う

京都随行

江藤は慶応3(1867)年12月30日、藩内で「郡目付役」に任ぜられ、朝廷から京都警護のため上洛を命じられた藩主・鍋島直大の随行に選ばれました。新政府の中心人物となった三条実美や木戸孝允らとの人脈に期待したものと考えられます。

ところが慶応4(1868)年1月3日、新政府軍と徳川慶喜を擁する旧幕府側による鳥羽・伏見の戦いが勃発します。直大の上洛は急遽中止となり、代わって佐賀藩参政・中野数馬率いる先発隊の一員として上洛することとなりました。



鍋島直大(本館蔵)

京都での奔走

中野が率いる先発隊が京都に着いたときには、すでに鳥羽・伏見の戦いは終結しており、新政府は慶応4(1868)年1月7日、「征討大号令」を告げ、翌8日までに諸藩に新政府・旧幕府いずれに属するか立場を明らかにするよう求めます。初動が遅れた佐賀藩は、旧幕府側に味方するのであるの疑いがかけられていました。

その結果、佐賀藩への疑いは晴れ、長崎警備と北陸先鋒を命じられます。さらに直大は新政府の議定(行政の監督官)に任ぜられます。江藤は疑いを晴らすために奔走し、木戸孝允や土方久元を介して岩倉具視や三条実美ら新政府首脳に面会し、長崎警備を担っている佐賀

藩の実情や、すぐに藩主が上洛できない理由などを弁明してまわります。ときを同じくして副島種臣も佐賀藩の現状を報告するため上洛していたことも功を奏しました。

その結果、佐賀藩への疑いは晴れ、長崎警備と北陸先鋒を命じられます。さらに直大は新政府の議定(行政の監督官)に任ぜられます。江藤は疑いを晴らすために奔走し、木戸孝允や土方久元を介して岩倉具視や三条実美ら新政府首脳に面会し、長崎警備を担っている佐賀

戊辰戦争期の江戸での躍進

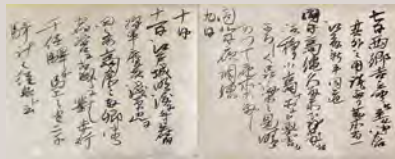
関東偵察

慶応4(1868)年3月8日、江藤は関東監察使の三条実美の随行者として、小笠原唯八(土佐藩)とともに関東偵察を命じられます。

このとき江藤らに与えられた任務は①東征軍全体の規律、②諸軍間の関係、③東海道の人心向背、④官軍の情勢、⑤旧幕府軍の情勢、⑥会津藩などの東北情勢の調査であり、明治新政府の方針決定に欠かせない情報の収集でした。

西郷隆盛と勝海舟との会談によってなされた「江戸城無血開城」に伴う同年4月11日の江戸城接収に立ち会った江藤は、旧幕府の町奉行所に赴いて「誰れも気がつかぬ(気がつかない)」税制や刑法関連などの重要書類を接収しました。江藤が集めた書類は諸国の絵図、石高帳、郷帳、租税両帳、刑法に関するものなどであり、「治国の要官は会計・刑法の両官」とする江藤の考えが表れ

た行動でした。その見立てどおり、これらは新政府の運営において大いに参照されたと言われています。



鳥義勇戊辰江戸行日記(一般財団法人庄野歴史資料館蔵)

東京奠都

戊辰戦争後、明治政府は関東の情勢不安という大きな問題を抱えていました。

江藤は「民心安堵」を早急に行うべきと考え、慶応4(1868)年間4月1日、大木喬任と連名で「東京奠都の儀」を建白します。これは、大木案をもとに江藤による関東偵察等を踏まえて加除修正を加えたもので、江戸を東京と改め新都とし、東京・京都の両京を鉄路で結ぶことや徳川慶喜の処分、失職者の救済などが盛り込まれていました。

江藤の提案は、大久保利通が「徳川移封之義、尚又今日江東(江藤)の建言

に基き勘考仕り候」(閏4月7日付岩倉具視宛大久保利通書簡)と岩倉具視に伝えているように具体性のあるものと評価され、政府の意思決定に大きな影響を与えました。



大木喬任遷都建白書(大正6年写/宮内庁宮内公文書館蔵)

上野戦争

慶応4(1868)年間4月5日、江藤は木戸孝允の推薦により徴士兼軍監に任ぜられ、上野戦争に参加します。江藤は、関東監察使の三条実美に関東を安定させ民の心を落ち着かせるためには、彰義隊を鎮定することが必要であると主張します。江藤は、上野寛永寺に立てこもる彰義隊に対して佐賀藩所有の最新鋭のアームストロング砲を用いることを直大に建言、早期鎮圧に貢献しました。



東台大戦争図(本館蔵)



明治元年御東幸御行列之図(宮内庁宮内公文書館蔵)

新たな国家の制度を設計し 現代に繋がる数多くの功績を遺した

国づくりに動き出す江藤、東京の民政、国家の財政への着手

江戸の民心安堵『東京弊害七箇条』

上野戦争終結後の、慶応4(1868)年5月19日、江戸鎮台が創設されます(同7月17日、鎮将府に改編)。江藤は江戸鎮台判事として江戸の「民心安堵」が重要と考え、江戸および関八州の民生安定の対策に取り組んでいきます。江藤が立案した『東京弊害七箇条』は、高利貸しへの規制、「乞食非民」への職斡旋、棚賃(家賃)や米価対策、防災対策などさまざまな観点

から都市貧民の根絶を目指したものです。また、「人心」の安定のためにも一日も早い明治天皇の東京入りを切望した結果、明治元(1868)年10月13日には天皇の東京行幸が実現しました。

政府の役職に就いた江藤は人民のための方策を具体化させていきます。

財政対策『政府急務十五条』

慶応4(1868)年9月8日、「明治」への改元と天皇一代に一つの年号を用いる一世一元が布告され、10月13日には天皇の東京行幸が実現、同月18日鎮将府が廃止され太政官に併合されることとなり、江藤は政府の財務を管轄する会計官判事に就任しました。

江藤は国家財政制度の確立と規律化を図るため、『政府急務十五条』を起草しました。当時、政府の財政

を担当していた由利公正の改革案に対して、①国家財政の姿勢を正すべきこと、②「親王以下士庶」にいたる全国民に公平に課税すべきこと、③国家財政を公開すべきこと等々の方針を立てました。

東京における江藤の手腕は岩倉具視らに高く評価され、政府中枢の政策立案にも関与できる立場になっていったのです。

佐賀藩藩政改革

一方、佐賀藩では抜本的な藩政改革を求める声が高まっていました。鍋島直正は副島と江藤の手腕を頼りに佐賀へと連れ帰ります。先輩格の副島とともに藩政改革を担当するのは「不相当」(ふさわしくない)と辞退を申し入れたが聞き入れられなかったと大木に伝えています。

明治2(1869)年3月13日、江藤は准国老(次席家老)・参政格(行政の最高責任者)に任ぜられ、藩政機構の合理化や民政の改善といった改革を断行しまし

た。同年6月17日には版籍奉還が行われ、各藩では知事のもとに藩政実務の最高責任者としての大参事または権大参事を置くように定められます。佐賀藩では、江藤が権大参事に任命されます。江藤は藩政のトップに座ったのです。

しかし、同年10月18日、江藤は、至急上京せよと政府に呼び戻され、急遽東京に戻ることとなりました。



民政仕組書(佐賀県立図書館蔵)

2-2 江藤新平の飛躍

政府の中枢へ、日本の礎を築く

『政治制度上申案箇条』

再び政府に戻った江藤は明治2(1869)年11月7日、中弁に任ぜられ、これ以降、政府の要職を歴任します。明治3(1870)年2月30日、江藤は中弁のまま制度取調専務を命じられ、国家機構全編の抜本的な整備・合理化を図るよう岩倉具視から頼まれ、長文の答申書を起草しました。

江藤は君主権の強化を国体の理想としましたが、統治権の集中は弊害を生むことから「三権分立」、さらに藩を廃止して「郡県制」を採ることなど、30項目に亘る具体的な「建国の制度」を構想し、国政の基本方針を明快に打ち出しました。この答申書に接して間もなく岩倉は「建国策」と題する意見書を朝議(新政府の評議)に提出しました。その意見書は江藤の意見が大きく反映されたものだった

とされています。

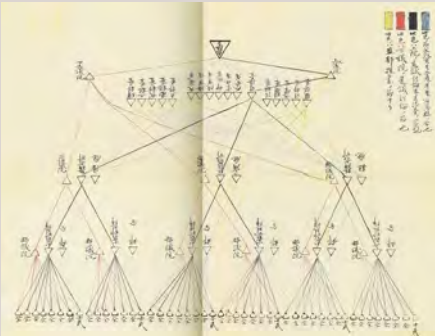
江藤は、その後示した「政体案」の中で、「司法台」とその管轄下の各級裁判所の新設等を提案し、さらに、同年閏10月26日には、答申内容を詳細に列挙した35項目からなる『政治制度上申案箇条』を三条実美に提案しました。



政治制度上申案箇条(佐賀県立図書館蔵)

政府、議会の構想

江藤は、『政治制度上申案箇条』において、国家組織の改革整備を当面の急務とみなしており、華族(旧公家諸侯)によって上議院を組織し、新規立法、外交、宣戦講和の審議を行わせる構想を示しました。これは、国政にまず上議院を、その後少し遅れて下議院を設けることを計画し、変則的ながら国政に議会制度を導入しようとしたものと考えられます。



官制の絵図(京都府立京都学・歴史館寄託)

憲法・民法の制定に着手

江藤は『政治制度上申案箇条』冒頭に「国法御会議の事」と示し、政府内に国法会議を設け、国法(憲法)の制定作業に着手しました。政府と政府の関係律する「公法＝国際法」、政府と国民との関係律する「国法」、民と民との関係律する「民法」と、法を体系化し、国法・民法の整備が「国家富強盛衰の根元」であるとその重要性を強調しました。

また、江藤は民法制定を「天下第一の急務」と考えていました。民法は私人相互間の権利義務関係を規律するもので、封建的身分制度を排し、四民平等の近代社会を実現する上で最も強力な手段でした。

そこで国法会議開設に先駆け、民法会議を発足させ、フランス民法を参考に編纂へ着手しました。



会議筆録 民法口授全 (法務省法務図書館蔵)

つぎつぎに近代的な制度を導入する江藤新平

司法省の設置

江藤は『政治制度上申案箇条』の中で、従来の刑部省と弾正台を統廃合し、新たに「司法台」を設置することを提案しました。当時、弾正台が刑部省の判決に干渉したり、政治的思想的観点から訴追権を行使することが度々ありました。江藤は「釐正改革として法律一に

出づるの治」にすべきとして、司法権の独立・司法事務の統一を目指したのです。

明治4(1871)年7月9日、江藤の提案と同じ形で司法省が新設され、翌明治5(1872)年には江藤が初代司法卿に就任しました。



明治初期の司法省(長崎大学附属図書館蔵)

左院の設置

明治4(1871)年7月29日、江藤の制度案をもとに、太政官職制が制定されます。政府機構は三院制(正院・左院・右院)となりました。左院は立法審議機関と位置づけられ、民主的な討論・多数決方式や過半数出席を開会の要件とする厳密な議事規則が設けられました。江藤の議院開設の念願は、左院の形で一部ながら実現しました。江藤は左院一等議員

となり、副議長に就任しました。

左院は、大蔵省などの諸省を監視するとともに、立法機関として「人民の権利」の保護を掲げて、士族・華族の職業選択の自由や身分解放令などを審議しました。あわせて江藤は上下両議院と左院との関係についても試案を提言しています。

江藤新平が遺した功績 明治新政府での台頭期

三権分立

『政治制度上申案箇条』で江藤は、「制法(立法)、政令(行政)、司法」の三権分立こそ「治国の要」としました。なかでも三権相互間の関係について、制法(立法)と政令(行政)は協力して業務を行うべきとするのに対し、司法権は法にのみ従うべきとして司法権の「自立」をとくに強調しました。

文部省の設置

明治4(1871)年7月14日、廃藩置県が断行されます。官制改革により弁官(旧来の役職)が廃止となり、同18日には新たに文部省が設置されます。文部大輔に就任した江藤は、省と大学の人事を洋学者中心に刷新し、「全国の人民を教育して其の道を得せしむるの責に任ず」と国家が国民教育に責任を負うべきことを初めて明示しました。

「必ず邑に不学の戸なく、家に不学の人なからしめん事を期す」と宣言された国民皆教育の方針は、後任の文部卿・大木喬任のもとで、翌明治5(1872)年8月2日に『学制』として体系化されましたが、その種をまいたのは江藤でした。しかもこれだけの作業をたったの17日間でやったのけたのです。

3つの学び

江藤が明治新政府で活躍できた背景には、3つの学びがあったと考えられます。第一に佐賀藩時代、江藤は弘道館に入り、「漢学」(朱子学)を学びました。基礎的な素養を身に付けた江藤は、義祭同盟を主宰した枝吉神陽に師事し、『古事記』や『令義解』といった「国学」を学び、それらについて藩を超え国家という枠組の中で実践する思考法を体得します。

また、安政元(1854)年、江藤は蘭学寮に進み「洋学」を学びます。江藤が師事した枝吉は、勤王を旨としていましたが、その一方で洋学を否定してはいませんでした。江藤も民法の導入を検討する際には西洋の事例を研究しています。

江藤は「漢学」と「国学」、「洋学」を実践的に活用することで立案策定に大いに貢献したのです。

3 民の権利を守るため 政府の首脳として多くの課題に挑み続けた

3- 1 初代司法卿江藤新平の功績

官の司直ではなく「民の司直」

『司法職務定制』制定

江藤は明治5(1872)年4月25日に初代司法卿に就任します。すぐに司法改革に着手し、5月22日には仮の行動基準を示す『司法事務』全5条を作成、司法省による全国裁判所統轄や、司法省は裁判の内容には干渉しない方針を示しました。

同時に『司法省誓約』5箇条を定め、「方正廉直ニシテ職掌ヲ奉ジ、民ノ司直タルベキ事」として、司法省は官のための司直ではなく、何よりも「民の司直」であり、「人民の権利の保護」が最大の職責だという自覚を全省に促しました。

その5日後の5月27日には、早くも司法省裁判所（一等裁判所）が設けられ、新聞記者を招いて裁判を傍聴させるなど、裁判を公開することで審理の公正さを期すとともに、世間に「民の司直」としての立場を知らしめました。

8月3日には、全22章108条に及ぶ『司法職務定制』を正式に制定し、改めて司法省による全国裁判所統轄の方針を表明しました。また、この定制では、判事・検事・代言人という制度

が新設されました。現在の職務で、判事は裁判官、検事は検察官、代言人は弁護士にあたり、まさに現代に繋がる司法制度の根幹を、江藤が主導してつくっていきました。

この『司法職務定制』は「日本法史上はじめて司法における人民の権利と法の前の平等を国家の制度として体系的実質的に保障した意義があった」と言われています。（毛利敏彦『江藤新平』）



司法職務定制(国立公文書館蔵)

判事・検事・代言人(弁護士)制度の導入

江藤は、『司法職務定制』の中で、司法省の職務は公正にして迅速な民事裁判と、悪は必ず罰するが決して無実の罪を出さない刑事裁判を行うことであると定めています。とくに、検事の制度を新設し、①法令並びに人民の権利の保護、②犯罪の摘発、③裁判の監視であると規定しています。また、社会的弱者の権利保護に努め、身分や財産に関わらず平等に権利を与えて泣き寝入りすることがないようにせよと命じ、検事は民衆のために犯罪を摘発せよとしています。さらに裁判上の不正や過失を発見した場合には司法省に裁判のやり直しを求めることとして、検事に判事の逸脱を監視しチェックする機能を持たせました。

『民法仮法則』とりまとめ

私人相互間の権利義務関係を規律する民法の制定を喫緊の課題と考えていた江藤は、明治3(1870)年9月18日に太政官制度局において民法会議を発足させましたが、司法卿に就いたことでその動きは加速していきます。

明治5(1872)年10月10日に第1回司法省民法会議を開催すると、御雇外国人ジョルジュ・ブスケらを顧問に、フランス民法を基とした審議が進められました。また、江藤の司法卿就任以前から行われていた司法

省明法寮での楠田英世らによる民法編纂の成果も参考とされました。

そして、明治6(1873)年3月10日、全9巻88条からなる『民法仮法則』が完成しました。この法則は、完成直後に江藤が参議へ転出したこともあって施行されませんでした。江藤が「民の司直」たるべく取り組んだ民法編纂で得られたフランス民法の翻訳書や各民法草案は、裁判などの実務で大きな役割を果たしました。

裁判所の設置

明治2(1869)年制定の職員令では、刑部省が刑事裁判を、民部省が民事裁判を所管していましたが、実際には旧来どおり行政機関である府藩県で地方官が裁判を行っていました。

江藤が三条実美に提言した『政治制度上申案簡条』では、地方官が持つ司法権を行政権から自立させ「司法台」に集め、これを一等裁判所とし、その下に二等・三等・四等の各裁判所を置き、全国に裁判所網を展開する構想が示されています。裁判所を4等級に区分し全国へ配置する形態は、現在の最高裁判所・高等裁判所・地方裁判所・簡易裁判所に対応しており、江藤の先見性がみられます。

明治5(1872)年4月、司法卿に就任した江藤は、ほとんど進んでいなかった裁判所設置構想の実現に取り掛かります。『司法職務定制』の中で、司法省が全国の裁判所を統轄する方針を定め、8月10日には「民事裁判は人民の権利を伸ばすものだから、裁判は懇切丁寧に事情を尋ねるべき」と裁判官に訓戒を示しており、人民第一の精神を浸透させることに心を砕いていた様子がうかがえます。

『司法省達第四十六号』

明治5(1872)年11月28日付で布達された『司法省達第四十六号』は、“民がお上を訴える”ことを許すという、江戸時代では考えられなかった画期的な法令でした。地方官が「太政官の布告や諸省の布達の趣旨に背いた規則を設けた場合」や「人民からの願・伺・届を受理しない場合」などに訴えることを認めており、江藤の「人民の権利を守る」という信念がよく表れていると言えます。



司法省達第四十六号(佐賀県立図書館蔵)



司法卿・江藤新平と司法省の官吏たち(本館蔵)

江藤新平を取り巻く人間模様

司法卿～参議期

3- 2 信念を貫く江藤新平と政府内での軋轢

司法権確立への闘い

四つの事件

司法省は法の番人であり、江藤はさまざまな法令違反事件に直面します。

◆ マリア・ルス号事件

明治5(1872)年6月、横浜港に寄港したペルー船マリア・ルス号から清国人労務者の一人が脱走し、船内での虐待を訴え保護を求めた事件。外務卿副島種臣は、神奈川県令に裁判を実施させ清国人231人の解放が認められましたが、地方官に裁判を実施させた点で、司法と行政が分離できていない当時の司法制度の問題が顕在化しました。

◆ 山城屋和助事件

長州藩奇兵隊時代の上司であった山県有朋との癒着により陸軍省御用商人となった山城屋和助が、陸軍省から貸し付けられた公金を使い込んで政府に損害を与えた事件。陸軍省は軍隊を動員して山城屋事務所の強制捜査を行ったが、江藤は、軍部による司法権の侵害であると捜査を抑止し、司法省の手で捜査を行いました。追及を受けた山城屋和助は割腹自殺、山県も辞表を提出しました。

◆ 小野組転籍事件

明治6(1873)年5月、京都の豪商小野組は、東京に本籍を移したいと京都府庁に申し出たところ、殖産興業の振興に差し支えたと拒絶されます。小野組は『司法省達第四十六号』を根拠に京都裁判所に救済を求め、訴えが認められますが、京都府はこれを無視したため刑事事件にまで発展。司法権対行政権、民権対官権の大問題となりました。

◆ 尾去沢銅山事件

旧藩の債務整理を進める大蔵省が、旧盛岡藩に債権があると勘違いし、反対に藩へ多額の貸付をしていた御用商人・村井茂兵衛が所有する尾去沢銅山を没収しました。さらに、破格の値段で大蔵大輔・井上馨の出入商人へ銅山を払い下げたことから、村井の訴えで司法省が捜査。井上が職権濫用で、民間の優良銅山の私物化を試みたとして容疑濃厚と判断し、井上は窮地に立たされました。

ついに国政を司る立場へ

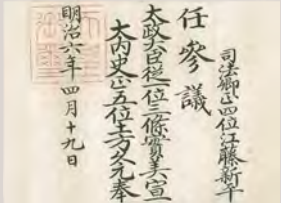
「参議」就任

国家予算をめぐる紛争などで、正院の政治的指導力の弱さが露呈しました。そこで、まず正院を補強するため、明治6(1873)年4月19日に西郷隆盛、板垣退助、大隈重信、木戸孝允の4名に加え、左院議長・後

藤象二郎、文部卿・大木喬任、司法卿・江藤新平の3名を参議(国策の立案審議職)に転任させ、その強化が図られました。江藤は正院改革に取り組み、5月2日には正院の意思決定主体を大臣・納言から参議に移す

ことに成功し、大蔵省など諸各省を有効に指導、統制できる体制を整えています。

ついに、江藤は参議の一人として、政府の中樞で国政を担う立場となったのです。



辞令(任参議)(佐賀県立図書館蔵)

運命を変えた政変

「参議」辞任

明治6(1873)年5月、朝鮮国釜山にある大日本国公館から、朝鮮国の官憲が同公館への生活物資搬入をさまたげ、かつ、公館の門前に日本を「無法の国」と非難した掲示を出したとの報告がありました。それを受け、外務省は不慮の暴動に備えて、公館在住日本人の保護のため、軍勢力を背景に使節を派遣したいと正院に申し立てました。外務省案に賛成する板垣に対し、西郷は、軍隊派遣をすれば相手の警戒心を刺激してまとまる話もまとまらなくなるとし、責任ある大官を非武装で派遣して談判すべきとし、自ら使節を志願しました。結果、8月

17日の閣議で岩倉使節団の帰国後再評議を行うことを条件に西郷の朝鮮派遣が内定、明治天皇の裁可を得ました。それを受け10月14日・15日、帰国した大久保利通らを加えての閣議が行われ、西郷の「即時派遣」が決定しました。ところがこれを岩倉が上奏したところ不裁可となったため、24日に西郷が、25日に江藤、板垣、後藤、副島が政府を去ることとなったのです。閣議で決定した西郷の朝鮮派遣が不裁可となった背景には、大久保や岩倉、伊藤博文らによる画策があったと言われています。

明治六年政変の“実態”

「明治六年政変」は征韓派の西郷隆盛と非征韓派の大久保利通の対立から起こった政変とみなされてきました。しかし、争点は明治政府が朝鮮と国交を再開するための使節派遣の可否および時期であり、征韓は真の争点ではなかったと言われています。明治6(1873)年10月14日に再度閣議にかけられた際、大久保は「今朝鮮に使節を送れば戦争になるおそれがあり、戦争になれば内政外交に困難をもたらすから、使節派遣を延期すべき」と主張しましたが、江藤が反論すると、なぜ使節派遣が戦争に直結するのかという理由を具体的に説明できず、建設的な案も示せなかったといいます。一方、西郷は「相手の懐に入って誠意を尽くして話し合い、懸案の日朝国交正常化を実現したい」と主張、翌15日の閣議で西郷の即時派遣が決定しました。

このように正当な手続きにより決定された結論が、一部の人間(有司)の政治的な画策によって覆されたことなどから生じた軋轢が「明治六年政変」の実態と言われています。

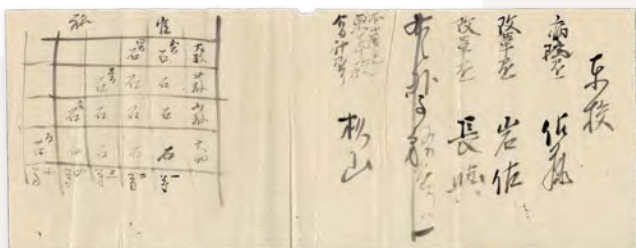
江藤新平のメモ書き

江藤は、じつに多くのメモ書きを遺しています。
そのなかには制度立案に関するものから、当時興味を
持っていたことに関するメモ書きまで、さまざまです。
ここでは、その一部をご紹介します。

文部省時代の役職決め？

一番右側には、「東校」とあり、これは明治初期に存在
していた「医学校」が明治4(1871)年8月に文部省設
置に伴い改称された「大学東校」のこと。次いで列挙
される「病院懸」の佐藤尚中、「改革懸」の岩佐純や
長与専斎らはいずれも江藤の文部省時代の同僚。
左側には、マス目上に役職(「大教」など)と給与(「五
百石」など)が記されている。
江藤が文部大輔時代、医学関係の役職と給与を構想
したものだろうか？

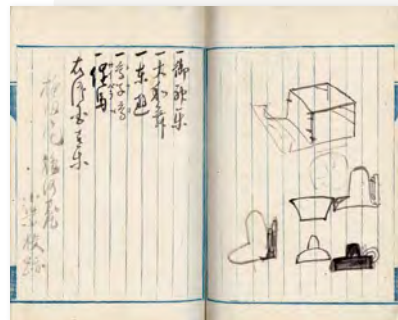
(江藤家資料『日記覚書』、佐賀県立図書館蔵)



下手上手?なイラスト…

結晶構造のような精細なスケッチとは一転して、一見
するとシュールなイラスト。
イラストの後段には、「御神楽」や「大和舞」、「催馬」な
どとある。神楽は現在にも神社などで奏される舞
楽、大和舞は宮中の祭祀などに用いられる歌舞、
催馬は古代以降に行われた歌謡の一種。
右側に記されたイラストは、これら行事で身に付けら
れた烏帽子などを記したものと考えられる。

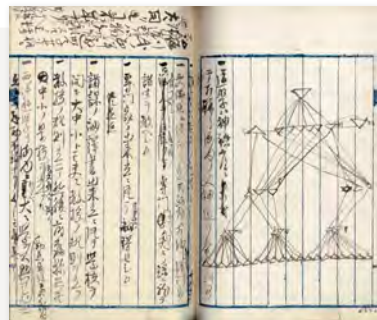
(江藤家資料『日記覚書』、佐賀県立図書館蔵)



謎の系統図、その正体は。

△▽と、それを結ぶ線から構成される図。図案には
文字などはなく、一見すると何を示しているか判断
できない。
しかし、これと類似する図案が存在する。江藤が作成
した『官制の絵図』(京都府立京都学・歴史館蔵)だ。
明治3(1870)年6月29日、江藤は岩倉具視に『官制
の絵図』・『蘭州制略』・『官制職掌略書』を送り、明治
政府の制度について私案を提示している。本図を
『官制の絵図』と見比べると、線の引き方にも共通点・
相違点がある。まさしく草案というべきもの。

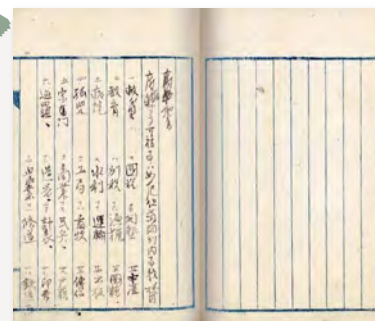
(江藤家資料『日記覚書』、佐賀県立図書館蔵)



制度を構想する際の要点

江藤が各県で「可務事」を列挙したもの。
ここでは、救貧・教育・病院・孤児などを
重視すべき項目にあげている。
人民を守ることを第一に考える江藤の
方向性が垣間見える。

(江藤家資料『日記覚書』、佐賀県立図書館蔵)



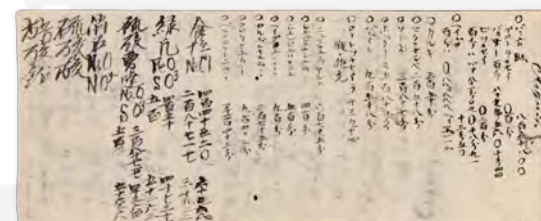
蘭学寮時代の 勉強の成果か？

化学の勉強、結晶構造の緻密なスケッチ
化学のテキストである『舎密開宗』に出てくる
晶形図解を参照したものと思われる。



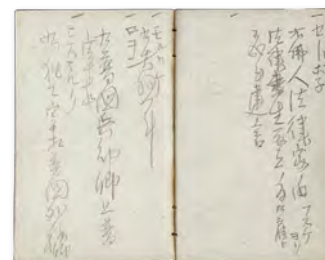
150年前の“化学式”
「食塩 NaCl 」などの化学物質を列挙したもの。
「硫酸曹達 NaO SO_3 」は、硫酸ナトリウム(硫酸ソーダ)
を生成するには、酸化ナトリウムと三酸化硫黄を反応させる
という意味だろうか？

(江藤茂國氏旧蔵『覚帖』、本館蔵)



“鉄血宰相” ビスマルクの名が！

黒革の手帳に鉛筆書き。プロイセン(ドイツ)の宰相や武官
を書き留めた、まさにメモ(左ページ)。
江藤は普仏戦争(1870-71)によるヨーロッパ情勢を気に
していたようなので、その関係での記述かもしれない。
(江藤家資料『手帳』、佐賀県立図書館蔵)

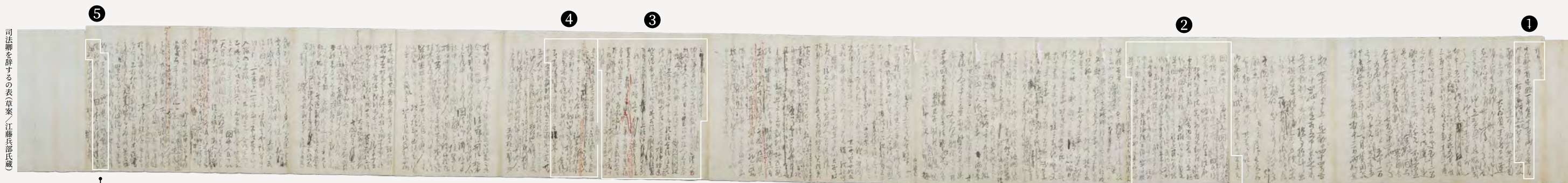


(右ページ)
一、セーボネ
右、仏人法律家ノ由、フスケ(お雇い)外国人人ジオルジュ・ブスケヨリ
法律書生取立ノ為、御雇ヒ相成度建言
*ヘルムート・フォン・モルトケ(1800-1891)
一、モルツケ
右、大將軍
*アルブレヒト・フォン・ローン(1803-1879)
一、ロラン
右、普国兵部卿且普宰相
*オットー・フォン・ビスマルク(1815-1899)
右、独乙宰相、普国外務卿

江藤新平の辞表

江藤が大蔵省に抗議するため提出した辞表の草案です。

全長3メートルに及ぶ長大な文書には、国民の権利義務を法的に確定し（「国民の位置を正す」）、安心して生活できるよう司法卿の役職にかける江藤の熱い想いが伝わってきます。



司法卿を辞するの表（草案）江藤兵部氏蔵

1【翻刻】

謹白臣新平、先般本省定額一年金四十五万兩被相定候旨御達シ有之。右者御受難仕旨申上置。

2【翻刻】

（各国ト）並立ノ元ハ国ノ富強ニアリ。富強ノ元ハ国民ノ安堵ニアリ。安堵ノ元ハ国民ノ位置ヲ正スニアリ。夫尚国民ノ位置不正サレハ国民安堵セス。安堵セサレハ其業ヲ勤ス、其恥ヲ知ス。業ヲ勤ス、恥ヲ知ス、何以富強ナランヤ。所謂「国民ノ位置ヲ正ストハ何ソヤ。婚姻・出産・死去ノ法厳ニシテ、相続・贈遺ノ法定リ、動産・不動産・貸借・売買・共同ノ法厳ニシテ、私有・仮有・共有ノ法定リ、而テ聴訴始而敏正、加之国法精詳、治罪法公正ニシテ断獄初而明白。是ヲ国民ノ位置ヲ正スト云ナリ。於是民心安堵、財用流通、民初而政府ヲ信スル深ク、民初而其權利ヲ保全シ、各永遠ノ目的ヲ立、高大ノ事業ヲ企ツルコトニ至ル。当是時収税之法其中ヲ得民各業ヲ励シ、民各業ヲ励テ、民初而富稅法中を得て税初而豊ナリ。民富ミ税豊ニシテ、然後海陸軍備モ盛ニ可興ナリ、工部ノ業モ盛ニ可興ナリ、文部ノ業モ盛ニ可興ナリ。

3【翻刻】

去夏当職拜命仕候節切々孝量仕候処、先以府県裁判所・各区裁判所ヲ置、公証人・代書人等夫々ノ役目ヲ取設、此役人ノ不法不正ヲ監視・取締ノ為メ、検事・検部ヲ出張セシメ、且又其事ヲ公平ニスル為メ、親族會議ノ法又は一般証人ノ法ヲ設ケ、而シテ婚姻・出産・死去ヲ始、相続・贈遺・貸借・売買・私有・仮有・共有ノ法ニ至ル迄、夫々相設ケ、一旦折斷ノ務ヲ以テ之ヲ確定セシメハ、右各民ノ位置必ス可正ト奉存候。因テ去年七月中同定候司法事務章程ノ中ニ府県裁判所・各区裁判所及ヒ検事・検計・公証人等ノ事迄大略論之候。然ニヨリ即今迄漸ク三府十二県ニ府県裁判所ヲ取設候ニ付、自是段々相運ヒ候積リニテ有之候。

4【翻刻】

且又、各民ノ位置ヲ正スノ要用タル取調物ノ内、民法草案ノ義ハ始是迄三度迄押返シテ取調候次第ニテ、此節は御雇仏人ブスケ・チフスケヲ参合ノ助ケトシ、裁判事務・警保事務、其外實際上ヲ目的トシ、福岡大輔・松本権大判事・玉乃権大判事・細川中議官・楠田明法権頭・島本警保頭・得能権大検事ト會議仕リ、已ニ民生証書ノ草案丈ハ、無程出来之筈ニ相成申候。

5【翻刻】

臣不学短才誠心ノ貫サル所より御信用無之事ト奉存、実ニ恐懼戰慄ノ至ニ不堪、因而本官拝辞仕度奉願候。

1【訳】

天皇の臣下である江藤新平が謹んで申し上げます。先だつて本省（司法省）の年間予算は四十五万両と定められたとお達しがありました。このことについて、受け入れ難い旨を申し上げます。

2【訳】

（各国と）並び立つには国が富み強くあることが必要である。国の富強には国民の安堵が必要であり、国民の安堵のためには国民の位置を正すことが必要である。国民の位置が正されなければ、国民は安堵しない。国民が安堵しなければ、働かなくなり、そのことを恥と思わなくなる。国民が働かず、恥を知らずでどうやって国が富強となるうか。「国民の位置を正す」とは、どういうことか。それは、結婚・出産・死去に関する法律が厳格であつてこそ、相続・贈与の法律が定まる。動産・不動産・貸借・売買・共同（公共財）に関する法律が厳格であつてこそ、私有・仮有・共有の法律が定まる。そこではじめて裁判は正しく行われ、それだけではなく、「国法」ができあがり、治罪法（刑事訴訟法）が公正に適用されてはじめて、明白に罪を裁くことができる。これが「国民の位置を正す」ということである。そこで、国民の心は落ち着き、経済活動が活発となり、初めて国民は政府を深く信じるようになり、初めて国民の権利は保全され、国民それぞれが目標を持ち、事業を起こすようになる。そのときまさに税法が適切であれば、国民は事業に励む。事業に励んで初めて国民は豊かとなり、国の税収も豊かとなる。国民が豊かとなり、税収も豊かとなれば、軍備も工業も文部も盛んにすることができる。

3【訳】

去年の夏（明治五年四月）に司法卿となつて以来、色々と考えて取り組んできた。まず、府県裁判所・各区裁判所を設置し、公証人・代書人などの役目を定め、これらの不正を監視し取り締まるために検事・検部を出張させ、それらを公平にするため、親族會議の法律、または一般証人の法律を設けて、そして婚姻・出産・死去をはじめ、相続・贈与・貸借・売買・私有・仮有・共有の法律に至るまでを設け、いったん裁判の根拠法令を確定させれば、「国民の位置」を正すことができる。よつて、昨年七月中に設けた「司法事務章程」（司法職務定制）の中に、府県裁判所・各区裁判所及ビ検事・検部・公証人などのことについて定めることができた。まずはようやく三府十二県に府県裁判所を設置できたので、これからも進めていく。

4【訳】

また、「国民の位置を正す」ために重要な調査のうち、民法草案の作成については、これまで三度まで差戻しながら詳細を詰めており、今回はお雇いのフランス人法律家であるブスケとジブスケを顧問に迎えて、裁判事務・警保事務、その他を定めることを目的とし、福岡（孝弟）大輔・松本（暢）権大判事・玉乃（世履）権大判事・細川（潤次郎）中議官・楠田（英世）明法権頭・島本（仲道）警保頭・得能（良介）権大検事らと會議を重ねて、もうすぐ「民生証書」の草案だけはできあがる。

5【訳】

私（江藤）は、不学短才にして誠心を貫くことができなかったために御信用いただけないものと拝察いたします。誠に恐縮の念に堪えず、これにより、本官（司法卿）を辞めさせていただきたくお願い申し上げます。

4 郷里での戦争に命を失うも 最期まで自らの信念を貫き通した

4-2 江藤新平の名誉回復

江藤の顕彰 これまでとこれから

息子による父の顕彰
「先考歿すと雖も、其邦家の為めに尽悴したる熱血は、尚遺書の中に在りて存す、之を編纂して天下後世に伝へ、以先考の志を明にするは、蓋し我等小子の任なりと」。
江藤新平の長男熊太郎は、弟松次郎(のちの新作)に対して、国家に尽くした江藤の志を明らかにすることは、子の役割であると語ります。しかし、熊太郎は明治16(1883)年

衆議院議員 的野半介による江藤顕彰
明治44(1911)年、的野半介(衆議院議員、福岡選出)をはじめ、尾崎行雄や佐賀県出身の川原茂輔ら6名が帝国議会に「前参議司法卿江藤新平表彰ニ関スル建議」を提出します。
的野らは、西郷は「武勲」、江藤は「文勲」において「兩人共ニ明治維新ノ功臣」であり、西郷は「憲法発布ト共ニ贈位ノ恩命ニ浴」する一方で、同じく罪状が消滅したはずの江藤には贈位がなされておらず、「天恩」は「枯骨」(死者)に及ぶのであり、江藤の表彰が行われない道理はない、と表彰の必要性を訴えています。会場には「異

大正5年 正四位追贈
大正5(1916)年4月、江藤新平は「正四位」を追贈されます。ときを同じくして、島義勇も「従四位」を追贈されます。これらの位階は江藤・島が明治政府時代に与えられていたものでした。明治22(1889)年、大日



叙位裁可書(国立公文書館蔵)



叙位裁可書(国立公文書館蔵)

江藤新平を巻き込んだ佐賀戦争 下野～佐賀戦争期

内乱の罪、大赦により消滅
明治22(1889)年2月、大日本帝国憲法発布に伴い大赦令が発せられ、江藤新平や西郷隆盛の罪状が消滅します。この恩赦は「天恩枯骨」、すなわち、死者にまで及ぶものでした。
西郷の場合、罪状消滅直後に明治天皇や内閣総理大臣黒田清隆(薩摩藩出身)の意向もあって「正三位」を追贈されています。

副島が揮毫した墓碑
江藤新平の死後、その遺骸は江藤家と、江藤に恩があった相良宗蔵が引き取りました。江藤の遺骸は、はじめ江藤家菩提寺の蓮成寺(佐賀市鍋島町)に埋葬されますが、その後副島種臣らの働きかけもあって本行寺(佐賀市西田代)に改葬されました。
現在でも本行寺の一角に佇む江藤の墓碑は、「明治十有四年五月建 江藤新平君墓 菅原種臣書」とあるように、菅原種臣(副島種臣)が揮毫したものです。
明治22(1889)年の罪状消滅を待たずに江藤を弔う副島種臣は、大木喬任や大隈重信と同様に江藤の遺児新作を庇護していました。墓碑の建立は、江藤の弔い、顕彰の一つの形と言えます。



江藤新平 墓碑(本行寺・佐賀市西田代)

江藤の顕彰、現在は
江藤新平の顕彰は、薩摩や長州の人々のそれに比べて大きく立ち遅れていました。佐賀戦争の影響が大きく、江藤の功績は霞んでいました。そうした中で、膨大に遺る江藤家資料を検証しながら、元大阪市立大学教授の毛利敏彦氏などによって新しい江藤新平研究、佐賀戦争の解釈が生み出されてきました。
また、平成12(2000)年から「江藤新平関係文書研究会」が結成され、平成16～18年度にかけて、当時早稲田大学教授であった島善高氏を中心に「江藤新平関係文書の総合調査」が行われました。
さらに、星原大輔氏によって

“民の立場に立ち、民のために奮闘した”江藤新平 今も生き続ける彼が遺した功績の数々

中央集権と地方自治	憲法、民法の制定に着手
江藤新平は、それまでの封建制から脱却し、中央集権とともに地方自治の観念を提示するなど先進的な国家整備構想を提言しました。	江藤新平は、国法(憲法)制定の必要性を提言し、さらに民法制定を「天下第一の急務」と力説し、編纂を行いました。

東京奠都を提言	四民平等を提言	議会制度の導入と 立法権の独立
江藤新平は、大木喬任とともに、江戸を「東京」として新たな都をおくことをいち早く提言しました。	江藤新平は、四民平等という一貫した信条を持ち続け、身分差別の解消に取り組みました。	江藤新平の提言によって、立法を司る「左院」(議員立法機関)が設立され立法権の独立を実現させました。

三権分立を提言	司法権の独立
江藤新平は、立法と行政、そして司法がそれぞれ独立する事によって権力の濫用を防ぎ、国民の権利と自由を保障する「三権分立」の仕組みを提言しました。	江藤新平は、司法省の初代長官となり、『司法職務定制』を定め、裁判権を司法省へ統一し、全国への裁判所設置や検事・代言人(弁護士)の制度を導入することで、「人民の権利」の保護を貫徹するとともに、司法権の確立に努めました。江藤の最終目標は、「裁判制度を通じて最終的には人民が訴訟をしなくて済むような平和・安全な社会を築くこと」でした。

国家予算の公開	国民皆教育制度の導入
江藤新平は、国家財政の方針を整え、公平な課税の仕組み、予算の公表などの方針を立てました(『政府急務十五条』)。今では予算の公開は常識となっていますが、そのきっかけを作ったのは江藤だったのです。	江藤新平は、国家が国民教育に責任を負うべきことを初めて宣言しました。



江藤新平関連年表

【天保5年～明治3年】

天保5年	嘉永2年	嘉永5年	安政元年	安政3年	安政4年	安政6年	万延元年	文久2年	文久3年	元治元年		慶応3年	明治元年		明治2年		明治3年
1834 - 1歳	1849 - 16歳	1852 - 19歳	1854 - 21歳	1856 - 23歳	1857 - 24歳	1859 - 26歳	1860 - 27歳	1862 - 29歳	1863 - 30歳	1864 - 31歳		1867 - 34歳	1868 - 35歳		1869 - 36歳		1870 - 37歳
2月9日		5月25日		9月			11月30日	6月27日 9月	10月17日	7月19日		12月7日 12月30日	閏4月1日 閏4月5日	5月13日 6月8日 10月14日 10月23日 11月29日 12月12日	1月3日 3月1日 3月2日 3月13日 7月 7月 10月末 11月7日 12月19日		2月30日 9月18日 閏10月26日 11月27日
佐賀郡八戸村に生まれる	弘道館内生寮に寄宿する	義祭同盟に参加する	蘭学寮に入る	『図海策』を草する	従姉妹の江口千代子と結婚する	「火術方目付」就任	長男熊太郎が誕生する	脱藩する 帰藩し永蛰居に処せられる	次男松次郎（のちの新作）が生まれる	永蛰居が赦免となる		太宰府で三条実美や土方久元と面会する	「徴士兼軍監」就任 『東京遷都建白書』提出	「皇居造営掛」就任 「奥羽府県取調御用掛」就任 「東京府判事兼勤」就任 「会計官判事」就任 「江戸鎮台判事」就任 従五位下に叙される 上野戦争に参加	「手明鎧頭」就任 佐賀藩に戻る 「参政格」就任 准国老「参政」就任 『民政仕組書』を起草する 「佐賀藩権大参事」就任 再び上京する 「中弁」就任 虎ノ門付近で佐賀藩卒族に要撃される		第1回民法会議が行われる 『政治制度上申案簡条』を提案 第1回国法会議が行われる

天保4（1833）年	天保8（1837）年	天保10（1839）年	天保11（1840）年		嘉永6（1853）年	安政元（1854）年		安政5（1858）年		万延元（1860）年	文久2（1862）年	文久3（1863）年	元治元（1864）年	慶応2（1866）年		慶応3（1867）年	慶応4（1868）年	明治元（1868）年		明治2（1869）年	
					6月	7月	3月			3月	1月	8月	7月			10月14日	12月19日	9月8日 7月17日 5月15日 閏4月21日 4月11日 3月14日 1月7日	9月8日 7月17日 5月15日 閏4月21日 4月11日 3月14日 1月7日	5月18日	6月17日
天保の大飢饉	大塩平八郎の乱	蛸社の獄	アヘン戦争		ペリー浦賀来航	プチャーチン長崎来航	日米和親条約	安政の五カ国条約・安政の大獄		桜田門外の変（大老井伊直弼暗殺）	坂下門外の変（老中安藤信正負傷） 八月十八日の政変 （薩摩・会津藩士による三条実美ら追放）		禁門の変 （長州藩の京都上洛及び会津・桑名・薩摩藩の迎撃）	薩長同盟		大政奉還	王政復古の大号令	明治改元、一世一元の制を採用 「江戸」を「東京」に改める 上野戦争（新政府軍による上野寛永寺の彰義隊攻撃） 政体書発布（副島種臣ら起草） 江戸城無血開城 五箇条の御誓文 征討大号令 鳥羽・伏見の戦い （新政府軍と旧幕府軍による戊辰戦争開始）		五稜郭が開城し、戊辰戦争終結	版籍奉還

江藤新平関連年表

【明治4年～大正5年】

明治4年	明治5年	明治6年	明治7年	明治14年	明治22年	明治25年	明治33年	明治44年	大正3年	大正5年
1871 - 38歳	1872 - 39歳	1873 - 40歳	1874 - 41歳	1881	1889	1892	1900	1911	1914	1916
4月4日	3月14日	1月24日	1月10日	5月	2月					4月
7月14日	4月25日	3月10日	1月12日	本行寺（西田代）に改葬される	大日本帝国憲法発布の大赦により、内乱の罪状が消滅					江藤新平に正四位が追贈され、名誉が回復される
7月9日	6月9日	4月19日	1月13日			長男熊太郎の志を継ぎ、次男新作が『南白遺稿』を刊行				
7月18日	8月9日	4月30日	2月4日				次男新作が『南白江藤新平遺稿』を刊行			
7月29日	8月10日	10月14日	2月9日					衆議院議員的野平介が「復古功臣前功表彰」に関する建議案」を帝国議会に提出		
8月4日	9月27日	10月24日	2月10日					衆議院議員的野平介が『江藤南白』を刊行		
「左院一等議員」就任	「左院副議長」就任	「参議」就任	全権が大久保に与えられる							
太政官職制が制定され、三院制となる	「司法卿」就任	大蔵省の予算削減に抗議し辞表提出	大久保の出勤が決定							
文部省が設置され、「文部大輔」就任	『司法省の方針を示すの書』起草	『民法仮法則』完成	内務卿大久保利通が佐賀出張願い							
司法省が設置される	『司法職務定制』制定	板垣退助・副島種臣らとともに辞表提出	佐賀に向けて出発							
廃藩置県、江藤の『御下問案』士族処分に反映される	『左院副議長』就任	朝鮮遣使問題に関する閣議開催	『民選議院設立建白書』に署名							
戸籍法公布	「教部省御用掛」就任	欧州派遣の辞令が出されるも、多忙の為取り止めとなる	愛国公党の結成							

[illegible]

現代に繋がる日本の骨格を創った男

江藤新平復権プロジェクト

寄附募集

個人

1口／5,000円

法人・団体

1口／100,000円

- ✓ 寄附金※1は、記念碑建立など江藤新平復権に向けた顕彰活動に活用させていただきます
- ✓ 個人3万円以上、法人・団体20万円以上の寄附をいただいた場合は、記念碑へ氏名等を彫刻させていただきます（希望者のみ※2）

※1 この寄附は自治体への寄附であり、税制上の優遇措置があります

※2 令和7年10月31日までに入金が確認ができた方が対象



江藤新平復権プロジェクトとは!?

令和6(2024)年の江藤新平没後150年を契機にスタートした、佐賀戦争とともに消されてしまった江藤の比類なき功績に光を当て、真の「復権」を図るプロジェクト



↑詳しくはコチラ

●お問い合わせ先

佐賀県文化課 佐賀復権推進チーム

TEL:0952-25-7236

FAX:0952-25-7179

 佐賀県立佐賀城本丸歴史館
SAGA CASTLE HISTORY MUSEUM

江藤新平コーナーパンフレット

令和6(2024)年12月20日 初版発行

令和7(2025)年 6月 第2版発行

編集・発行 佐賀県立佐賀城本丸歴史館

〒840-0041 佐賀市城内2-18-1

TEL.0952-41-7550 FAX.0952-28-0220

編集協力 株式会社とっぺん

〒840-0857 佐賀市鍋島町八戸3190-3

印刷 大同印刷株式会社

〒849-0902 佐賀市久保泉町大字上和泉1848-20